

資料3. 久米島町空家等対策利活用協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策利活用計画の策定及び変更並びに実施等に関する検討および意見の収集を行うため、久米島町空家等対策利活用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び意見交換を行う。

- (1) 空家等対策利活用計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策利活用計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 特定空家等の判断に関すること。
 - イ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立ち入り調査の方針に関すること。
 - ウ 特定空家等に対する措置の方針
- (3) その他空家等の対策及び利活用に関して必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、副町長のほか、町長が必要と認める別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 町は、協議事項の具体的内容に応じて、前項に掲げる以外の者を順次委員に加えることができる。
- 3 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会の代表となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

(委員報償)

第7条 委員に支給する報償は、講師等謝礼金支払基準表に準じて支払うものとする。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、久米島町企画財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 協議会は、地方自治法（昭和22年法律67号）第138条の4第3項の規定に基づく附則機関の性質を有しないものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

副町長
自治会長
宅地建物取引業者（町内）
建築士（町内）
久米島町建設業協会
沖縄県司法書士会
総務課長
建設課長
税務課長
企画財政課長